

設備投資減税に関するQ&A

2018年7月12日版

- ・ このQ&Aは、リースで導入した設備について、設備投資減税をご利用いただく際の一般的な留意事項を整理したものです。随時更新をいたします。

【国税】税額控除制度

Q1 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。

A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。

Q2 税額控除制度を利用する場合の手続きを教えてください。

A 税務申告が必要です。確定申告書等に取得価額・控除金額の計算に関する明細書等の書類を添付して申告します。また、税額控除制度を利用するためには、青色申告書を提出する必要があります。

Q3 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引なのか教えてください。

A 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。一般的なリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。

② 借借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受ことができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

Q4 所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。

A 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税法上、売買取引があったものとして法人税額又は所得税額の計算を行います。これにより、税法上は賃借

人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われることから、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できます。なお、オペレーティング・リース取引で導入した設備は税額控除制度の利用ができません。

Q5 すべての事業者が税額控除制度を利用することができますか。

A 指定事業が定められている制度があります。このような制度では、対象設備を指定事業の用に供する必要があります。

〈中小企業経営強化税制の指定事業〉

下記の中小企業投資促進税制の指定事業または商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業

〈中小企業投資促進税制の指定事業〉

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店営業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業〔映画業を除きます。〕を除きます。）

〈商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業〉

卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（特定情報通信業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業（旅館業及びホテル業、左記以外の宿泊業）、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業〔映画業を除きます。〕、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除きます。）

以上